

大牟田市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大牟田市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派又は議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、大牟田市議会における会派（以下「会派」という。）又は大牟田市議会議員（会派に属する者を除く。以下「議員」という。）に対して交付する。

2 会派を結成したときは、その代表者を定めるとともに、議長を経由して市長に届け出なければならない。

(交付の方法)

第3条 政務活動費は、4月、7月、10月及び1月（以下「交付月」という。）に交付月以後の3月分を交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市議会議員の任期満了の日（以下「任期満了日」という。）の属する月を含む場合における政務活動費については、前項の規定にかかわらず、任期満了日が月の10日以前の場合にあっては任期満了日の属する月の前月までの分を、任期満了日が月の10日後の場合にあっては任期満了日の属する月までの分を交付する。

3 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、規則で定めるところにより、市長に政務活動費の交付を申請しなければならない。

(会派に対する政務活動費)

第4条 会派には、交付月の初日（以下「基準日」という。）における当該会派に属する市議会議員の数に月額2万円を乗じて得た額の政務活動費を交付する。

2 基準日後新たに結成された会派には、結成された日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、当月分）から政務活動費を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、一般選挙の実施に伴い基準日後新たに結成された会派には、結成された日が月の10日以前である場合に限り、結成された日の属する月から政務活動費を交付する。ただし、当該基準日後新たに議員となった

者であって次条第3項の規定により政務活動費の交付を受けたもの（当該政務活動費を請求しているものを含む。）が当該議員となった日の属する月の10日以前に会派を結成し、又は新たに会派に属することとなったときは、当該会派に係る当該議員であった市議会議員分の当該月の政務活動費は、交付しない。

（議員に対する政務活動費）

第5条 議員には、基準日に在職するものに対して月額2万円の政務活動費を交付する。

- 2 基準日後新たに議員となった者には、議員となった日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、当月分）から政務活動費を交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、一般選挙の実施に伴い基準日後新たに議員となった者には、議員となった日が月の10日以前である場合に限り、議員となった日の属する月から政務活動費を交付する。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表に定める経費に充てることができるものとする。

（政務活動費の精算）

第7条 基準日後において、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は会派に属する市議会議員に異動が生じたときは、規則で定めるところにより、交付を受けた政務活動費について精算を行わなければならない。

- 2 基準日後において、政務活動費の交付を受けた議員が辞職、失職、除名若しくは死亡により市議会議員でなくなったとき、又は新たに会派に属することとなったときは、規則で定めるところにより、交付を受けた政務活動費について精算を行わなければならない。
- 3 市議会の解散があつたときは、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、規則で定めるところにより、速やかに交付を受けた政務活動費について精算を行わなければならない。

（経理責任者）

第8条 会派には、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該政務活動費に係る領収書又はこれに準じる書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が市議会議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、当該解散の日又は市議会議員でなくなった日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余が生じたときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存)

第11条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書又はこれに準じる書類（以下「収支報告書等」という。）を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第12条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の大牟田市議会

市政調査研究費の交付に関する条例第3条第1項の規定により交付された施行日の属する月の前月分（施行日が月の10日後の場合にあつては、施行日の属する月分）までの市政調査研究費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

項目	内 容
調査研究費	会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広 報 費	会派又は議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広 聴 費	会派又は議員が行う住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派又は議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会 議 費	会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で政務活動に要するもの